

2007年10月31日

全日本建設運輸連帯労働組合
中央執行委員長 長谷川 武久

全日本建設運輸連帯労働組合
近畿地方本部
執行委員長 戸田ひさよし

全日本建設運輸連帯労働組合
関西地区生コン支部
執行委員長 武 建 一

控訴審判決に抗議する声明

本日10月31日、大阪高等裁判所が、一連の「関西地区生コン支部事件」の裁判で、立て続けに2つの判決を出した。

1件は大谷・旭光事件。これは、全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部（以下、関生支部）が、大谷生コンと旭光コンクリートという大阪府下の生コン会社2社に対して、関生支部との約束を守って、生コン業界の立て直しのために中小企業協同組合に加盟するよう働きかけた行動が、「強要未遂」「威力業務妨害」にあたりとされた事件である。

一審の大阪地裁は今年1月22日、警察・検察の主張を丸飲みした判断をもとに、関生支部の武委員長に対して懲役1年8カ月の実刑判決、他の組合役員に対しても懲役8カ月～1年8カ月で執行猶予4～5年という、極めて重い政治判決を下していた。

大阪高裁の本日の控訴審判決は、この不当な一審判決をそのまま踏襲する判断を示し、武委員長ら全員を有罪とした。ただし、大谷生コンがこの事件を理由に損害賠償を請求した民事裁判の判決を受けて（裁判所が損害として認めたのは大谷生コンの請求額の10分の1）、関生支部がこの民事判決に控訴しつつも、とりあえず判決が認めた損害額をすでに支払っていることなどを踏まえて、大阪高裁は、武委員長の実刑判決を破棄して懲役2年、執行猶予5年の判決を下し、他の組合役員については控訴を棄却した。

もう1件は、武委員長に対する、いわれなき贈賄容疑事件の控訴審判決である。

上記の大谷・旭光事件に対して、武委員長ら組合役員は、協同組合加入の約束を守るよう働きかけたことは正当な組合活動だと主張し、容疑を全面的に否認して争った。これに対して、警察・検察・裁判所は、鹿児島県の選挙違反でつち上げ事件などで最近厳しい世論の批判を浴びるようになった「人質司法」の手法と同様のやり方で、武委員長には1年2カ月、他の組合役員にも9カ月から11カ月にも及ぶ異常なまでの長期勾留を強いて、裁判で争う権利すら奪ったのであった。

その挙げ句に、勾留中の武委員長に刑務官が便宜供与を図った、それに対して武委員長が後日謝礼を支払ったと称して、武委員長に贈賄容疑をでっち上げたのである。

この事件は実際は、多額の負債に苦しむ母親のための借金を懇願した刑務官に同情して、武委員長が温情で金銭を貸し付けたというにすぎないのだが、この事件でも大阪高裁は、一審判決を踏襲した判断を示した。ただ、一審が懲役10カ月の実刑判決だったことについては、量刑が重すぎるとして破棄し、懲役1年6カ月、執行猶予3年という判決に変更した。

これら判決は予め予想されたものとはいえ、われわれは強い怒りを禁じ得ない。

控訴審で組合側は、生コン業界の安定、すなわち、ゼネコンのダンピング圧力とセメントの拡販政策と対抗するために中小企業協同組合強化をめざす関生支部の活動は、産業別労働組合として極めて当然の、正当な組合活動であることを立証しようとして、新たな証人調べを求めた。しかし、大阪高裁は、証拠調べを全く行わず、1回で公判を打ち切り、判決を下すに至ったからである。

有罪判決先ずありきという姿勢が明からさまである。

われわれは一審判決について、「本来は社会正義実現のために公正であるべき裁判所が、その立場を自ら放棄して、警察・検察の労働組合弾圧の意図を代弁することに終始した、お粗末な政治的作文というほかない」と強く批判したが、本日の2つの控訴審判決に対しても同じ見解を示さざるをえない。

産業のあり方や政策は大企業と政治権力が決めるのであって、労働組合ごときが口を差し挟むな。性懲りもなく大資本にモノ申すなどは許し難い――。警察は、検察は、そして裁判所は、そう言いたいのであろう。

しかし、われわれは決してひるむことはない。中小企業と労働者が生きる道は、われわれが、そして、生コン関連の労働組合の仲間たちが、こころある多くの中小企業家とともに、この数十年の活動で切り開いてきた政策運動にしかないことは明らかである。

われわれは、本日の不当判決に対してただちに上告手続をとると同時に、これまで築いてきた運動をさらに大きく発展させるために、一連の権力弾圧との闘いを支援して下さる全てのみなさま方とともにいっそう努力する決意を明らかにしたい。

なお、控訴審判決に対する詳細な批判は、判決文の到着を待って、後日明らかにする予定である。

以上